

別表 3

指 定 地 区 及 び 指 定 期 間

(令和4年4月1日現在)

根 拠 法	指 定 地 区	課税免除等の指定期間
旧過疎法	都城市（旧高崎町の区域に限る）、 日向市（旧東郷町の区域に限る）、 串間市、えびの市、 小林市（旧須木村、旧野尻町の区域に限る）、 高原町、木城町、西米良村、美郷町、諸塚村、 椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	H12. 4. 1～R3. 3. 31
	延岡市（旧北方町、旧北川町、旧北浦町の区域に限る）	H23. 4. 1～R3. 3. 31
	日南市、都農町	H26. 4. 1～R3. 3. 31